

環境関連法は1990年代に大幅に整備され、
現在でも毎年のように新しく成立し、改正も繰り返されている。
環境配慮なくしてビジネスが成立しにくくなるであろう今後、環境法は必須の知識となるといえるだろう。
80年代後半から92年前半にかけて通産省(現・経産省)で環境法を担当した藤末健三氏による、
環境法についての実務的な知識をお届けする。
構成・文＝桜井裕子

環境プランナー誌上講座

環境関連法規

環境法はどう変遷してきたか 環境問題の歴史と法体系

藤末健三

東京大学 工学部 助教授



環境プランニング

鉱山問題に始まる 環境対策の歴史

近年、環境関連の法律は非常に数多く成立していますが、ここに至るまでには、どのような歴史があったのでしょうか。

明治になって最初に問題になった環境問題は、鉱山についてです。明治政府は幕府や各藩が所有していた鉱山を国有化するという政策のもと、全国の資源埋蔵量を調べ、鉱山をほとんど開発していきました。そして、それによって流れ出した重金属や精錬時の煙が、足尾銅毒事件や日立煙害事件を引き起こしました。第二次世界大戦までに問題になったのは、ほとんどが鉱山関係です。

戦後になると、環境問題よりもまず、戦争で崩壊した産業を建て直すのに必死でした。そして一九六〇年頃の高度成長期に、本州製紙の工場廃水に端を発する浦安漁民騒動が起きます。現在なら環境を破壊する側が悪いと考えますが、当時は、第一次産業と第二次産業との対立としてとらえられ、お互いうまくやってくださいと、相互調和が求められました。このとき水質二法(水質保全法、工場廃水規制法)が制定されましたが、指定水域制度(問題が起きた地域のみに

法が適用される制度)が導入されており、法的な思想としては、発展する産業が優先されていたことがわかります。

この後、六七年には公害対策基本法ができます。これを機に四大公害訴訟が起こり、そのとき裁判所は、それ以前に成立した、被害者側に不利な条件での示談は無効だと判断しました。司法の判断で国の責任が問われたわけです。以降、基本的に公害裁判は被害者が勝つことになりました。

七〇年には、一四の環境関連の法律を一気に処理した「公害国会」が開かれ、翌七一年には各省庁の公害行政を一本化するため、環境庁が設置されました。七二年には、公害だけではなく自然環境の保全も目的とした自然環境保全法ができています。このように、七〇年代前半までは公害対策が法的にも進んできましたが、オイルショックで経済が停滞したこともあり、七三年から八〇年代までは環境対策は足踏みします。

国際的な課題となった環境問題

九〇年代に入ると、新しい動きがどんどん出てきます。九二年の地球環境サミットに代表される、国際的

図2 法令、政令等の構成

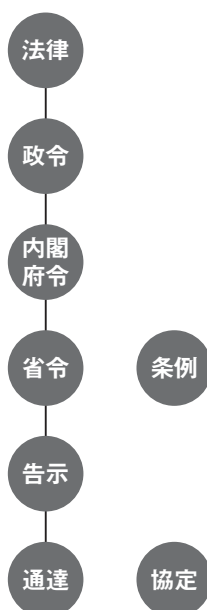


図1 90年代以降に成立したおもな法律

- 93年 環境基本法
- 95年 包装容器リサイクル法
- 97年 環境影響評価法
- 98年 地球温暖化対策法
- 99年 PRTP法
 - 〳 ダイオキシン対策法
- 00年 建材リサイクル法
 - 〳 改正リサイクル法
 - 〳 食品リサイクル法
 - 〳 グリーン購入法
- 01年 PCB廃棄処理法
 - 〳 フロン回収破壊法
- 02年 自動車リサイクル法、その他既存法の改正多数

な環境問題への関心の高まりが国内にも反映されたのでしょうか。九三年に環境基本法が成立し、個別法も図1のように多数制定されていくことになります。

環境基本法というのは公害対策基本法を改正したのですが、このとき、考え方が大きく変わっています。それは、環境保全がうたわれていること。それまでは公害に対してつねに事後対策だったのが、ここで未然防止の思想に変わったのです。

そして二〇〇一年、環境省が発足。環境庁は各省庁における各分野の環境対策の調整役でしたが、環境省になり、一元的に環境対策を手がけられるようになりました。

環境法が運用されるには

現在、国際的に締結されている環境関連の条約の数は一〇〇〇近くあるでしょう。七〇年代には三〇程度だったので、非常な勢いで整備されたといえます。日本では、地球温暖化防止条約が結ばれると国内で地球温暖化防止法ができる——というように、条約を実施するために法律をつくるのが多く、条約締結後、二（三年で法が成立するのが一般的です。

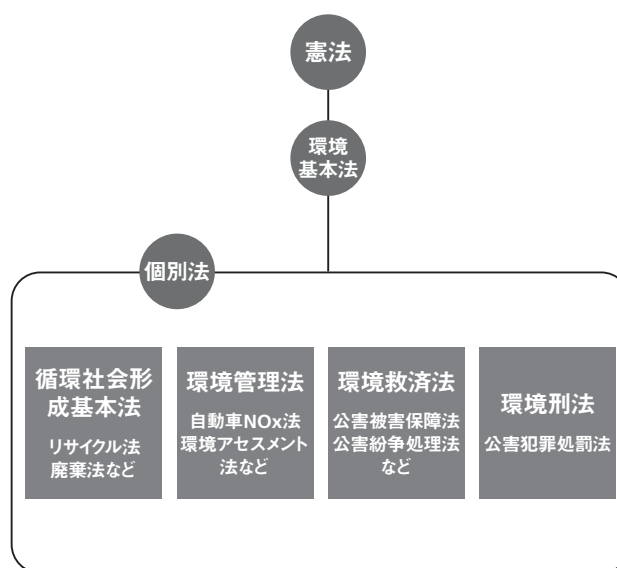
次に環境法の分類ですが、その前に、法律というのはどのように構成されているかというと、法律→政令→内閣府令→省令→告示→通達となっています（図2）。法律は国会で、政令は閣議で決まり、省令は大臣が決めます。告示・通達となると、各省庁の局長レベルで決まります。

要するに、国会議員は法という骨組みしか決めていません。実際に運用するには政令が必要で、より細かく実践するには省令が必要となります。たとえば、法律でごみ対策をしようとしたとき、ごみとは何か、スーパーマーケットの袋もごみとするかなどを決めるのが政令、スーパ一の袋には何を使うのかなどを決めるのが省令です。つまり、省令まで決めなければ現場での運用はできないのです。

環境法の分類と個別法

環境法は、憲法のもとに環境基本法が決められ、各種の個別法がその下に位置することになります（図3）。環境法の分類はさまざまですが、私は、リサイクル関係（循環社会形成基本法、公害関係（環境管理法）、公害保障関係（環境救済法）、そして環境刑法と分けています。ドイツのように、

図3 環境法の分類



憲法で環境関連の権利について言及している国もありますが、日本には現在のところ環境権はなく、幸福追求権と生存権でその部分の権利を読み込んでいる状況です。

個々の環境関連の法をみてみましょう。

まず、リサイクル関連。九〇年代初頭には資源問題に対処する方法はリサイクルしかありませんでしたが、二〇〇〇年に成立したリサイクル基本法では、「3R」といわれるように、リサイクル、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、それができないものは燃やして熱回収、最後は埋め立てというように、再生利用の幅が広がり、優先順位も決められています。これは非常に画期的なことだと思います。

リサイクル法としては、最初に容器包装リサイクル法が成立しました。リサイクルの場合、そこにかかる費用はほとんど生産者負担なので、業者間の権利関係の調整などで、時間がかかることが多いのですが、家庭ごみは市町村が回収しているため、システムが成立しやすかったといえます。現状は、容器包装については各自治体に負担をしてもらって

います。

また、〇三年に成立した家電リサイクル法は、費用を購入時に上乗せして支払うかたちで運用が始まりましたし、もっとも重要な課題であった自動車リサイクル法も、ようやく〇三年に成立し、〇四年の実施を目指しています。

公害関係では、大気関係、水質関係、化学物質関係、土壌関係など、多岐にわたって決められています。が、世界的にもユニークな法律が公害防止組織法です。これは工場などに公害防止の担当者において、組織をつくることを定めたもの。公害防止法は規制と罰則が中心のなか、日本発の画期的な制度といえます。

さて、〇三年の第一五六回国会では、資源再生推進法成立や、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の大改正などがありました。このように、環境関係の法律はつねに新しく生まれ、どんどん改正され、非常に速いスピードで変わっていきま。今後もこの状態は続くでしょう。そのことは、環境プランナーとして活躍されるときにも、ぜひ頭の片隅に入れておいてください。